二、採鉱試験所ニ関スル件

三、伊予ノ鉱製錬問題ニ関スル件

今般ハ此ノ鉱業会社ト為リ着手ノ上ニ着ル事ノ進メ居ルモ人力ニ付住友本社内部ハ住友家ノミニ任セ置クハ不可ナリトアリ鉱山局モ之レニテ委員ヲ挙ゲテ協力ノ一段其問題ノ解決ヲ為スコトニ決シ委員ハ田村、吉田加田部、北田、寺下ノ三氏ヲ委員ニ選定ス、

四、試傭待遇問題ニ関スル件

本件ニ関シテハ株式ガ九州工ガ豊富ノ委員会部上ニ其ノ提案セシコトアリ此ニ其要領等ヲ述ベラレタル事薦メ試傭ト称スル者モ三ヶ年アリ其ノ成績ノ毒大ナルコトヨリ此等ノ方法ヲ講セラレタシト述ヘ二三ノ質問者アリタルモ右ノ決定方法ト共ニ矢島委員ヲ挙ゲテ相当聯ヲ計ルコトトシノ資格アル者ノ大ニ勝レシ者ヲ昇進セシムル様会社ニ交渉スルコトトシ吉田、田村二氏ヲ交渉委員ニ選定ス、

五、冶金方法改善ニ関スル件

此ニ従来試験ニ二三用法アルモ未タ之ヲ運用シ善セヲ増加セシムル方法ヲ講セラレタシト述ヘ田村、小田部ア各社現場ヲ指導シテ研究スル旨決

六、大会ノ日取ニ関スル件

四月二十日ト決定、

七、オーナー会カニ関スル件

今回出品ノ件ニテアルメーガー二ツ一致ニ協力金ヲ承テ矢加茂ニ推薦セラレタシト述ヘ之ニ対シ北田ノ賛成職工上ニ付今回研究部ニ人ヲ進マシメタシト各社ノ間ヘ採決ノ結果可決、